



府子本第698号-5

平成30年6月29日

一般社団法人日本経済団体連合会会長（経済政策本部） 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官



平成30年度「家族の日」「家族の週間」への協力依頼について

平素より少子化対策、子ども・子育て支援について御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）に基づき、多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、「家族の日」や「家族の週間」において、様々な啓発活動を展開し、家族や地域の大切さについて理解の促進を図っています。

平成30年度においても、子供と子育てを応援する社会の実現に向けて、国、地方公共団体、関係団体等の幅広い連携・協力の下で、家族や地域の大切さ等について理解の促進を図るため、【別添1】のとおり、平成30年度「家族の日」「家族の週間」実施要綱を決定しました。

つきましては、貴団体におかれても、引き続き、「家族の日」「家族の週間」の実施に連携・協力いただきますようお願いいたします。具体的な内容については、【別添2】を参照下さい。

また、貴管下の関係機関・団体等に対しても、本件について周知いただきますようお願いいたします。

（本件連絡先）

内閣府子ども・子育て本部

少子化対策担当 阿部、浅田

電話：03-6257-3090

FAX：03-3581-0992

メール：yoshinobu.abe@cao.go.jp

eri.asada@cao.go.jp

平成 30 年度「家族の日」「家族の週間」実施要綱

平成 30 年 4 月 27 日
内閣府特命担当大臣決定

1 趣旨

子供と子育てを応援する社会の実現のためには、子供を大切にし、社会全体で子育てを支え、個人の希望がかなえられるバランスの取れた総合的な子育て支援を推進していく必要がある。

このため、「新しい少子化対策について」（平成 18 年 6 月 20 日少子化社会対策会議決定）等に基づき、平成 19 年度から、11 月の第 3 日曜日を「家族の日」とし、さらに、その前後 1 週間を「家族の週間」と定め、この期間を中心として、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さが国民一人一人に再認識されるよう呼び掛けてきたところである。

また、平成 27 年 3 月 20 日に閣議決定された「少子化社会対策大綱」においても、「結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現」に向け、多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、「家族の日」や「家族の週間」において、様々な啓発活動を展開し、家族や地域の大切さ等についての理解の促進を図ることとされている。

これらを踏まえ、平成 30 年度においても、地方公共団体、関係団体等と幅広く連携・協力し、行事の開催や啓発の実施などの取組を行うこととする。

2 実施時期

平成 30 年度の「家族の日」及び「家族の週間」を次のとおり定める。ただし、地方公共団体、関係団体等、各々の実施主体が実施する事業は、それぞれ適切な時期に行う。

(1) 家族の日

平成 30 年 11 月 18 日（日）

(2) 家族の週間

平成 30 年 11 月 11 日（日）から 24 日（土）まで

3 実施体制

総務省、文部科学省、厚生労働省等の関係省庁と連携を図りつつ、内閣府において事業を実施する。また、地方公共団体及び関係団体等に対しても連携・協力を呼び掛ける。

4 主な実施事項

(1) 大会の開催

地方公共団体等の協力を得て、「家族の日」に合わせて、家族や地域の大切さ等について呼び掛けるための全国大会を開催する。

(2) 表彰の実施

家族や地域の大切さ等に関する作品を募集し、優秀作品について表彰を行う。

(3) 関係省庁、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力

関係省庁、地方公共団体及び関係団体等に対し、地方公共団体の「家庭の日」など各主体が実施する事業等を通じて、本事業と積極的な連携・協力を図るよう呼び掛ける。

5 その他

- (1) より効果的に事業を実施する観点から、必要に応じ連絡の場を設けるなど、関係省庁、地方公共団体及び関係団体等との積極的な連携を図り、相乗効果の確保に努める。
- (2) この要綱に定めるもののほか、「家族の日」「家族の週間」に関し必要な事項は、内閣府子ども・子育て本部統括官が定めるものとする。

平成30年度「家族の日」「家族の週間」

御協力いただきたい内容について

1 「家族や地域の大切さに関する作品コンクール」作品募集の周知について

「家族の日」「家族の週間」の一環として、子育てを身近な地域社会で支えることの重要性に対する理解と関心を高めることを目的に、広く国民（小学生以上）から「写真」、「手紙・メール」を募集し表彰する「家族や地域の大切さに関する作品コンクール」*1を今年度も実施することといたしました。

貴団体及び貴管下の関係諸機関、団体等の広報誌・機関紙等*2への掲載等を通したコンクールの周知について御協力いただくとともに、積極的な作品の応募について、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

*1 文部科学省発行の道徳用教材「わたしたちの道徳（小学校3・4年生用）」に平成23年度作品コンクール優秀作品（「手紙・メール」部門／小学生の部）が掲載されました。

*2 広報誌掲載文（例）：以下、適宜ご活用ください。

内閣府では、子育てで家族やそれを支える地域の大切さに関する「写真」「手紙・メール」を募集しています（※切9月7日）。あなたのあたたかい気持ちを作品にして応募してください。

「家族や地域の大切さに関する作品コンクール」概要

◆ 募集内容：

「写真」部門（いずれかのテーマを選択）

テーマ①：子育て家族の力（子育て家族の絆、子供と深める家族の絆）

テーマ②：子育てを応援する地域の力（地域ぐるみやボランティアで子育て支援）

「手紙・メール」部門

テーマ：子育てを家族で支え合うことの大切さ、家族への感謝などの思いを伝える内容のもの、又は、子育てを地域や社会が見守り応援する様子やその大切さを訴える内容のもの

募集区分：小学生の部、中・高校生の部、一般の部の3区分

◆ 募集期間：平成30年7月1日（日）～9月7日（金）

◆ 表彰：募集テーマ、区分ごとに最優秀賞1点、優秀賞5点以内。

いずれも、内閣府特命担当大臣（少子化対策）表彰と副賞。

◆ 応募方法など詳しくは内閣府「家族の日」「家族の週間」ホームページに掲載

「家族の日」で検索 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/family/index.html>

2 「家族の日」ロゴマークを活用した「家族の日」の認知啓発

「家族の日」「家族の週間」について、広く認知啓発を図るため、ロゴマークを定めています。貴団体で実施する関連行事等に積極的に活用いただきますようお願いいたします。使用方法など詳しくはホームページをご覧ください。



やっぱり、家族っていいね。

家族の日
家族の週間

家族の日は、11月30日曜日 家族の週間は、家族の日 前後各1週間

「家族の日」で検索

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/family/index.html>